



大気汚染防止法に基づく 石綿飛散防止対策について

令和5年度 埼玉県 石綿使用建築物等の解体等工事に係る関係法令等説明会

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室

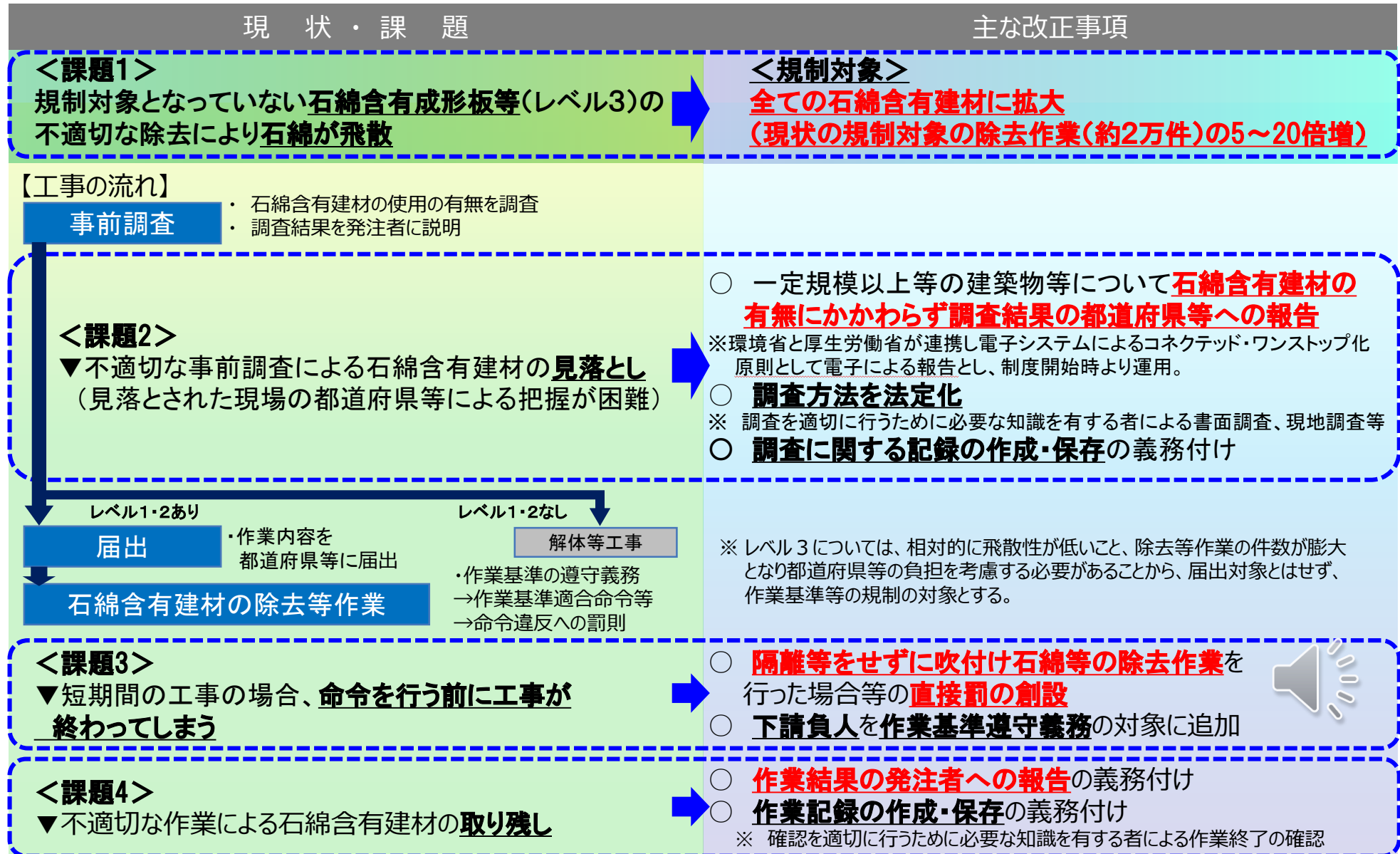


大気汚染防止法令、各種マニュアルの 改正等について



大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要 (令和2年法律第39号) (R2.6.5公布)

- 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。



大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容		令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月	
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		改正大気汚染防止法の公布	周知	令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化		周知	令和3年4月施行		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施		周知、調査者の育成			令和5年10月 施行
	事前調査結果の記録の 作成、保存		周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き		周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告		周知、システム整備		令和4年4月施行	
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認			周知	令和3年4月施行		
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認		周知	令和3年4月施行		
	作業の記録		周知	令和3年4月施行		
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存		周知	令和3年4月施行		
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知	令和3年4月施行			
直接罰の適用		周知	令和3年4月施行			
罰則の対象の拡大		周知	令和3年4月施行			



工作物に係る事前調査を行う者

大気汚染防止法施行規則等の一部改正（令和5年6月環境省令第10号）
設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（令和2年10月環境省告示第76号）の一部改正（令和5年6月環境省告示第47号）
（令和5年6月23日公布、令和8年1月1日施行）

- 工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならない。ただし、特定工作物以外の工作物については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。（第16条の5）
 - ① 特定工作物（第1号～第5号、第7号～第11号）
 - ✓ 工作物石綿事前調査者
 - ② 特定工作物（第6号、第12号～第17号）
 - ③ 特定工作物以外の工作物うち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等に係るもの
 - ✓ 工作物石綿事前調査者
 - ✓ 建築物石綿含有建材調査者等

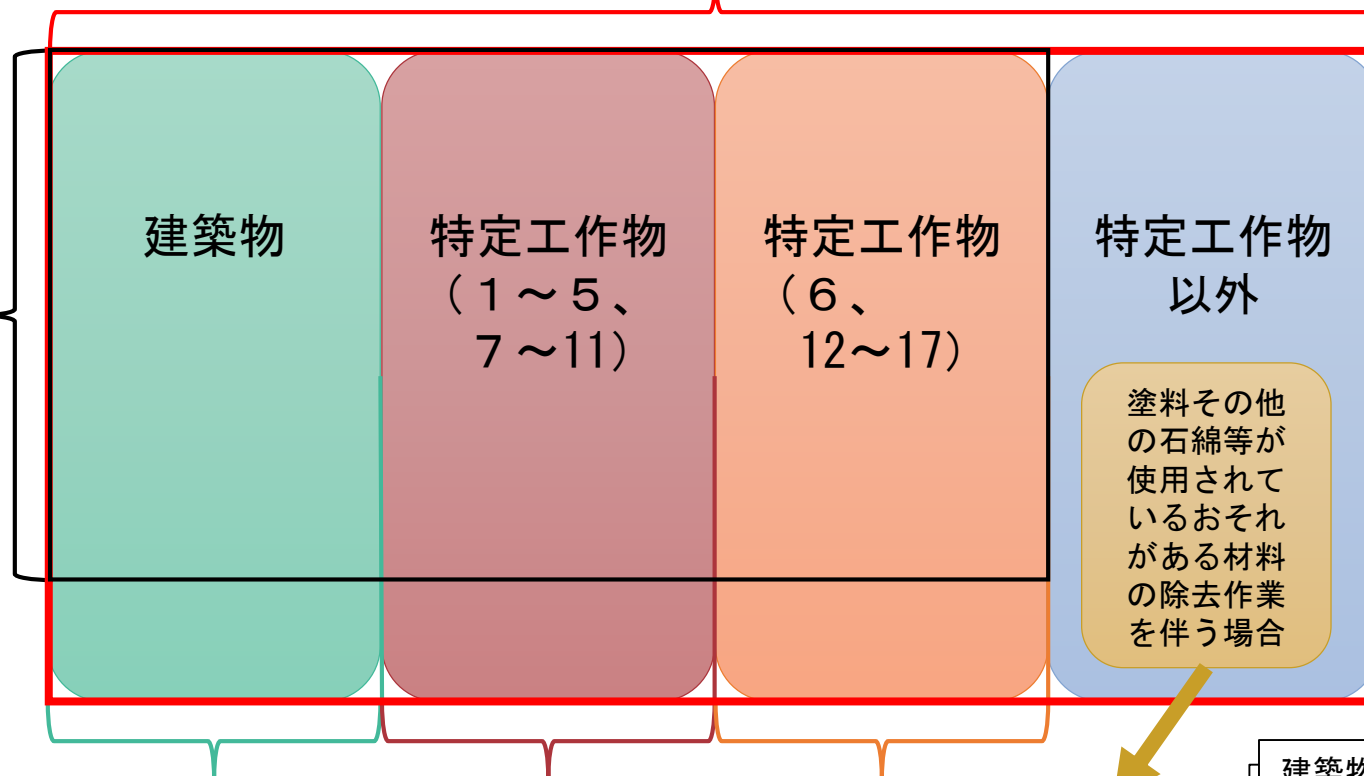


特定工作物	<ul style="list-style-type: none">① 1：反応槽、2：加熱炉、3：ボイラー及び圧力容器、4：配管設備、5：焼却設備、7：貯蔵設備、8：発電設備、9：変電設備、10：配電設備、11：送電設備② 6：煙突、12：トンネルの天井板、13：プラットホームの上家、14：遮音壁、15：軽量盛土保護パネル、16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17：観光用エレベーターの昇降路の囲い
-------	---

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ

すべての建築物等の解体等工事において 事前調査が必要

一定規模以上の建築物、
特定工作物に係る解体
等工事において、事前
調査結果の報告が必要



建築物石綿含有
建材調査者等
による調査が必要

工作物石綿事前
調査者による調
査が必要

建築物石綿含有建材調査者等
又は工作物石綿事前調査者
による調査が必要

建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、
建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸
の内部のみ事前調査を行うことができます。

特定工作物

- 1：反応槽 2：加熱炉 3：ボイラー及び圧力容器 4：配管設備 5：焼却設備 7：貯蔵設備 8：発電設備 9：変電設備 10：配電設備 11：送電設備
6：煙突 12：トンネルの天井板 13：プラットホームの上家 14：遮音壁 15：軽量盛土保護パネル 16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者



□ 事前調査を行う者（調査を適切に行うために必要な知識を有する者） （令和2年環境省告示第76号）

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（特定・一般・一戸建て）
（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
 - 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
 - 工作物石綿事前調査者講習を修了した者
- * 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。
* 施行日前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。

**建築物関係
R5.10.1施行
工作物関係
R8.1.1施行**

□ 建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関一覧：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

■ 関東・甲信越エリア

東京：中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
公益社団法人 東京労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会 東京支部
一般社団法人 東京技能講習協会

茨城：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
株式会社安全衛生推進会 茨城教育センター
建設業労働災害防止協会 茨城県支部

神奈川：建設業労働災害防止協会 神奈川支部
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

栃木：建設業労働災害防止協会 栃木県支部

千葉：株式会社大佐和自動車教習所
建設業労働災害防止協会 千葉県支部

群馬：建設業労働災害防止協会 群馬県支部

埼玉：建設業労働災害防止協会 埼玉県支部
一般財団法人 江南クレーン教習所
株式会社 安全衛生推進会

山梨：建設業労働災害防止協会 山梨県支部

長野：建設

■ 複数県エリア

一般財団法人 日本環境衛生センター〔全国（主要地域）〕
一般社団法人 環境科学対策センター〔全国（主要地域）〕
建設業労働災害防止協会〔全国〕
株式会社 安全教育センター
〔青森、岩手、秋田、宮城、福島、東京、大阪〕
住建センター株式会社〔全国〕
一般社団法人 企業環境リスク解決機構〔全国〕
株式会社 建設業安全推進協会
〔北海道、東京、愛知、大阪、福岡〕
株式会社 ERIアカデミー〔全国〕
技術技能講習センター株式会社〔東京、神奈川、千葉〕

**登録講習機関数：125機関（R5.10.2時点）
講習修了者数：約14万人（R5.7末時点）**

アスベストに関する各種マニュアルの改訂等経過

							R2法改正	
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	H18.3 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省）			H25.3 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）			R3.3 統合マニュアル	
建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン						H29.4	R4.3 改訂版	
アスベストモニタリングマニュアル	S60.3	H5.12 改訂版	H19.5 第3版	H22.6 第4版		H29.7 第4.1版	R4.3 第4.2版	
災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル			H19.8			H29.9 改訂版	R5.4 第3版	



- 平成19年8月に災害時の被災建築物等の解体・補修や廃棄物の処理等における石綿飛散防止対策に係るマニュアルを作成し、その後、東日本大震災や平成28年熊本地震の経験を踏まえ、平成29年9月にマニュアルを改訂し、その概要版も作成
- 令和2年の大防法改正で、災害対応に係る国・自治体の施策として、建築物等の所有者等が平常時から石綿含有建材が使用されているか否かを把握を促進する規定が新たに盛り込まれたことを踏まえ、「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施し、モデル事業の成果等を踏まえ、有識者と自治体の職員で構成する検討会で議論し、令和5年4月に改訂

【改正概要】

(1)法令改正、マニュアル類改訂の反映

(2)モデル事業で得られた知見の反映

- ✓ モデル事業での検討等の結果を踏まえ、石綿使用建築物等の把握の手順・方法に関する記載を拡充するとともに、把握する建築物・地域等の優先順位の考え方や建築物等の情報を把握するための届出情報等について記載

(3)前回の災害時マニュアル改訂後に発生した災害対応における知見の反映

- ✓ 特に水害については、局所的な被害だけではなく、広域被害が目立ってきており、これらの対応事例を踏まえた知見等を反映

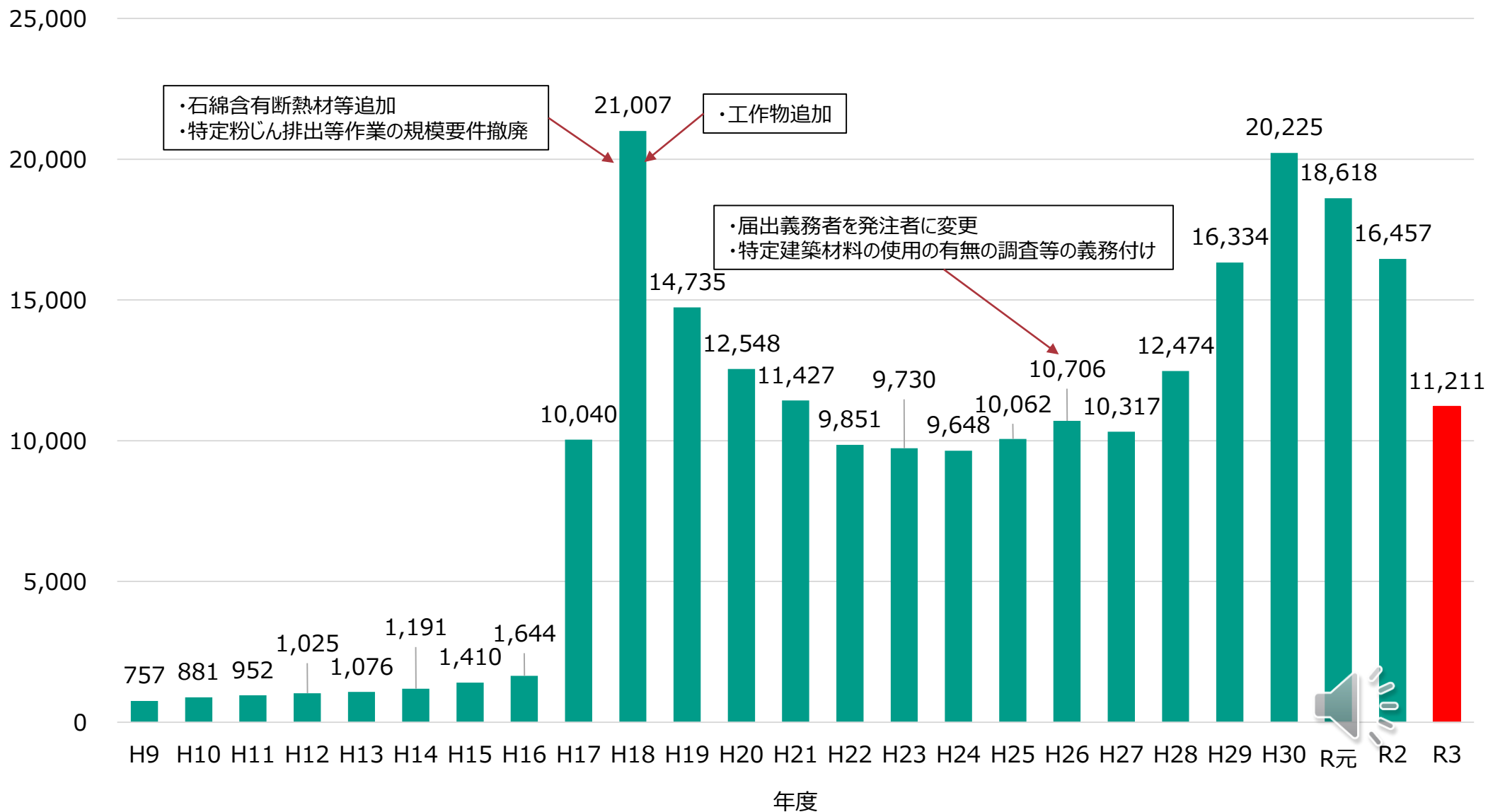


アスベスト規制に関する最近の動き



大気汚染防止法施行状況調査結果①

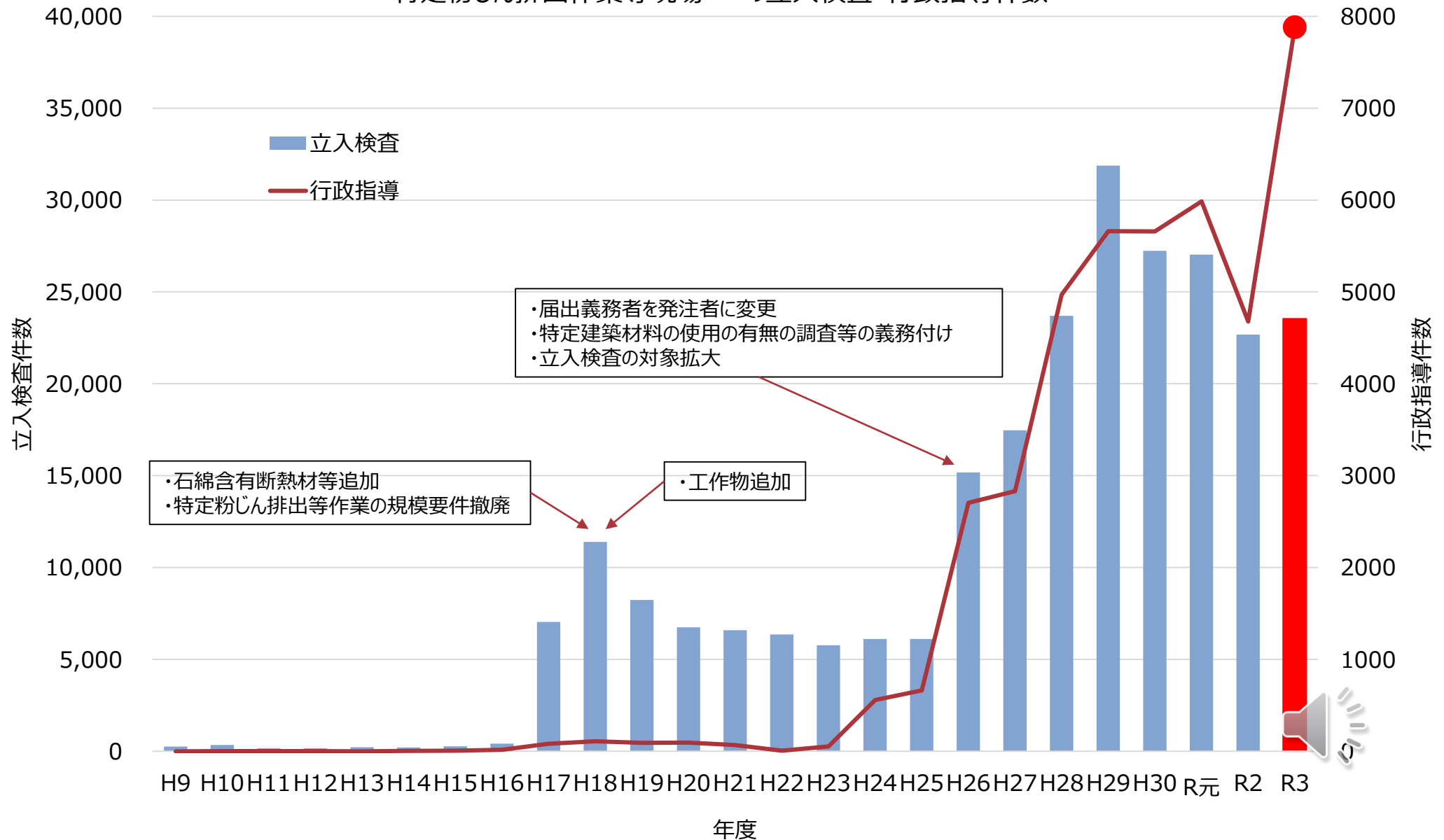
特定粉じん排出等作業※実施件数



※吹付石綿、石綿含有断熱材等の除去等の作業

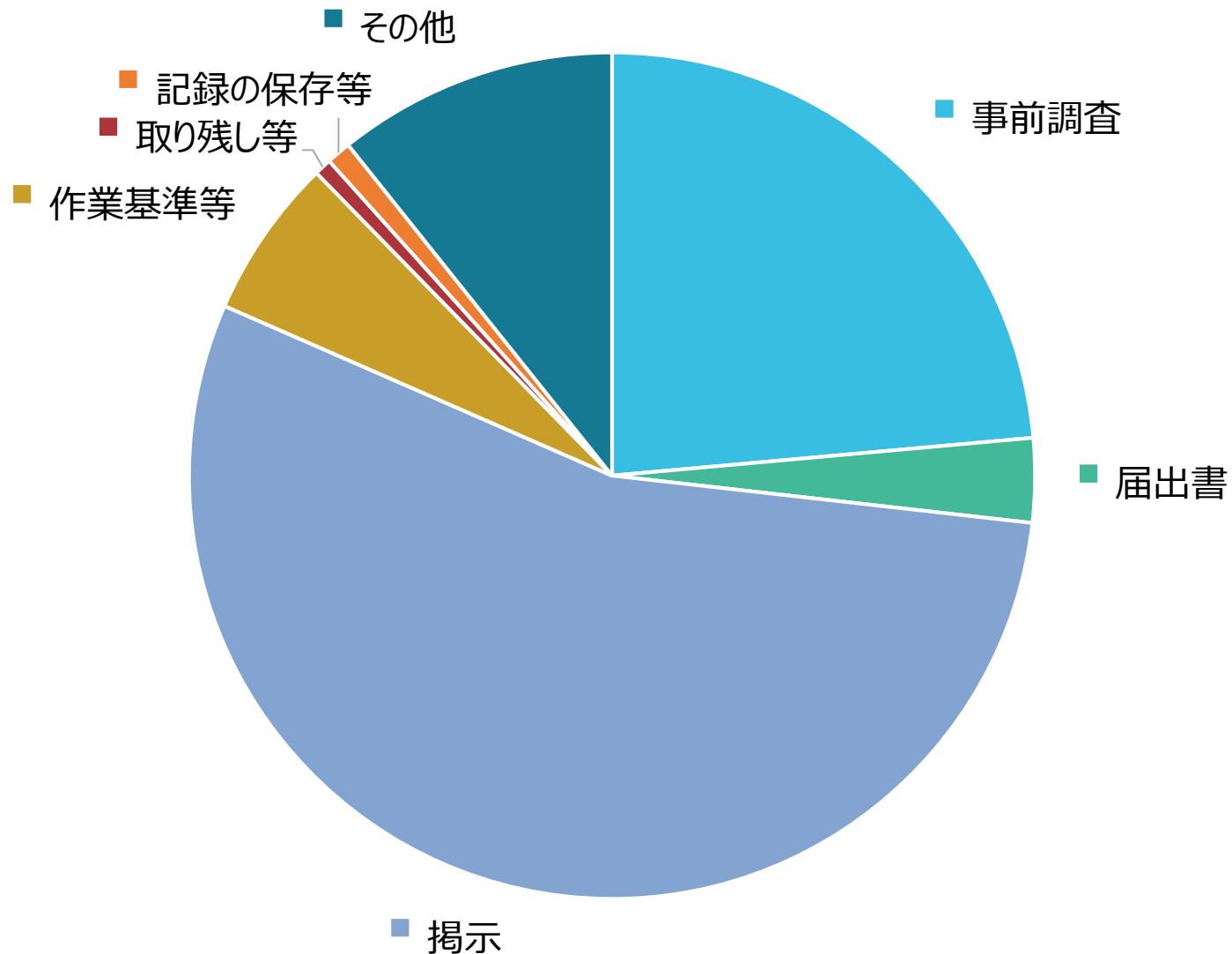
大気汚染防止法施行状況調査結果②

特定粉じん排出作業等現場*への立入検査・行政指導件数



*特定粉じん排出等作業を行わない解体等工事現場も含む

令和3年度 特定粉じん排出作業等現場※に係る行政指導内容



※特定粉じん排出等作業を行わない解体等工事現場も含む

研修資料・広報資料等の紹介



石綿飛散防止対策に関する講習・研修会（動画）



環境省HP <https://www.env.go.jp/air/asbestos/workshop.html>

□ 令和4年度 建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会

- 石綿含有建材の概要及びデータベースの活用
（一社）JATI 協会 浅見 琢也
- リフォーム、戸建て等の解体等工事における石綿事前調査
（一社）建築物石綿含有建材調査者協会 理事 石川 宣文

□ 令和3年度 建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会

- 実践、事前調査の方法と注意点
（一社）日本アスベスト調査診断協会 理事長 本山 幸嘉
- 石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去等作業におけるマニュアル活用の手引き
（一社）建築物石綿含有建材調査者協会 専門委員 石川 宣文

□ 令和2年度 大気汚染防止法改正に関する説明会

- アスベスト問題と今後の対応
東京工業大学 環境・社会理工学院 教授 村山 武彦
- 大気汚染防止法及び政省令の改正について
環境省水・大気環境局大気環境課

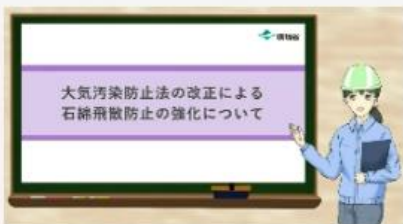


石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料

環境省HP <https://www.env.go.jp/air/asbestos/kouhou.html>

石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料

動画



大気汚染防止法の改正による石綿飛散防止の強化について (約12分)

- 00:52 石綿の役割
- 01:13 石綿の種類
- 02:00 石綿含有建材の使用部位例
- 04:34 石綿関連疾患
- 05:47 改正大気汚染防止法
- 09:19 石綿含有建材調査者講習

▶ [【動画】大気汚染防止法の改正による石綿飛散防止の強化について](#)

チラシ、リーフレット

▶ [お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ](#)[PDF 5.1MB] PDF

▶ [石綿飛散防止リーフレット](#)[PDF 3.1MB] PDF

▶ [石綿飛散防止チラシ](#)[PDF 756KB] PDF

▶ [事前調査結果の報告に関するチラシ](#)[PDF 479KB] PDF

▶ [事前調査周知チラシ（発注者向け）](#) [PDF 1.1MB] PDF

▶ [事前調査者の資格に関するチラシ](#)[PDF 400KB] PDF

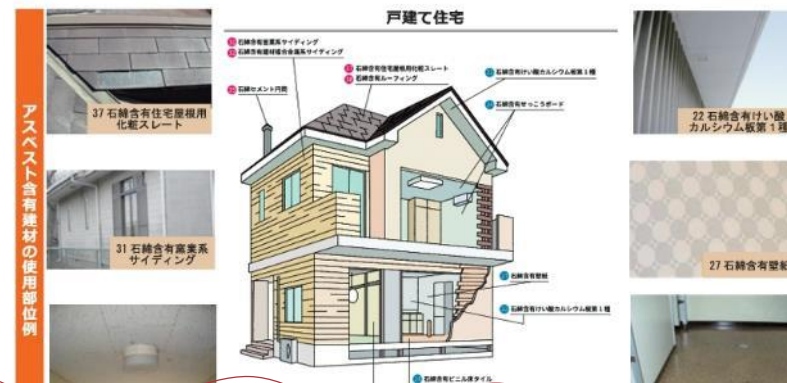
お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

**建物の解体・改修工事を行う際には、
石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！**
～石綿対策は“皆さま”に関わる問題です～

石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。平成18年（2006年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。

こうしたことから、戸建て住宅などの建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建物のオーナーなどの皆さまも**、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を講じていただく必要があります。



◆ 解体・改修工事後、石綿（アスベスト）飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）**の提出を求めます。

◆ 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**写真の撮影を許可する等の配慮を行う必要があります。**

◆ 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査は、同じ箇所については、最初の1回のみで、2回目以降は事前調査結果報告書で調査に代えることができます。



環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

TEL : 03-5521-8293

E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp

